



「グリーン・シェアリング」 で広がる新たな森林づくり ～長期契約による環境に配慮した分収造林～」

令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から数えて満100年の節目を迎えます。

林野庁では、「昭和100年」の機運を盛り上げるため、地域と国が協力して次世代へ継承する森林づくりとして、全国の国有林において「昭和100年記念分収造林」に取り組んでいます。

ここでは、「昭和100年記念分収造林」の概要や、この取組の中で新たに推進している、多様な樹種を育て、豊かな環境を育むことを目的とした「グリーン・シェアリング」の取組について紹介します。

1. 分収造林制度とは

造林者（国以外の者）は、国との契約により国有林野に木を植えて、一定期間育てます。時期がきたら伐採し、その収益（販売代金）を国と造林者とで一定の割合で分け合う制度です。

2. 「昭和100年記念分収造林」の概要

募集期間：令和8年1月～12月

主な内容：

- ① 植栽する樹種は、国と造林者が協議して決定
- ② 契約期間は、最長80年
- ③ 造林（植栽やその後の保育）に要する費用は造林者が負担
- ④ 収益の分収割合は、造林者8：国2（北海道は9：1）※
- ⑤ 分収木（植栽された樹木）は、国と造林者の共有 など

「昭和100年記念分収造林」ポータルサイト

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/bunshu_zorin/greensharing.html

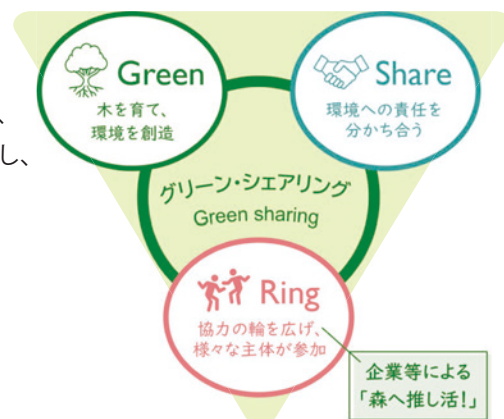


※ 記念分収造林では、参加意欲の向上及び新規参入の拡大を図るため、造林者に対する分収割合を有利な条件に設定しています。
(例：通常は造林者7：国3など)

3. グリーン・シェアリングの3つの取組

「昭和100年記念分収造林」では、次の3つの取組を満たすものを「グリーン・シェアリング」と称して推進します。賛同いただいた造林者には、分収造林による水源涵養機能、地球温暖化防止機能等の環境貢献度を国が評価し、植栽した年度の翌年度から契約終了まで毎年通知します。その内容は、企業のレポート等で環境への取組としてPRすることができます。

- ① 長期契約（60年以上）による環境への責任の共有
- ② 環境に配慮した森林施業の実施
- ③ 多様な樹種（広葉樹）の植栽



4. 「グリーン・シェアリング」による植樹第一号が誕生！

令和8年3月、NPO法人どんぐり1000年の森をつくる会（宮崎県都城市）と宮崎森林管理署都城支署との間で、昭和100年記念分収造林の契約を締結しました。本件は、グリーン・シェアリングの要件を満たした上で植樹を実施した初の事例となりました。

同月に、都城市内の国有林において、地域のボランティア約100名が参加し、クヌギ（1,800本）、マテバシイ（2,000本）を植栽し、未来へつなぐ一歩が踏み出されました。

こうした取組が全国に広がるよう、今後も積極的にグリーン・シェアリングを進めていきます。



ボランティアによる植樹